

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

平成30年12月20日（木）

【協議事項】

1 福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部改正（案）について

（警務部）

警察本部から「育児休業から職務に復帰等しやすい環境を整備するために、育児休業から職務に復帰等した職員を定員外措置とするとともに、一般職員の名称を改正するため、条例の一部を改正するものである。本件改正案について、御審議をお願いする。」旨の説明があった。

公安委員から「職場環境を整備することは非常に良いことであるが、定員外とした職員の給与増額分は、新たな予算措置が必要となるのか。また、定員外に指定された者は、士気が低下するのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「知事部局と協議しており、新たな予算措置は必要ない。また、定員外となる者が個別に指定されるものではなく、条例定員を超えても問題ないという趣旨のものであるので、士気が低下することはない。」旨の説明があった。

公安委員から「他都道府県の運用状況は、どのようになっているのか。」旨の発言があり、警察本部から「定員外措置は、複数県あり、一般職員の条例上の名称改正は、本県が初である。」旨の説明があった。

公安委員から「今後、女性職員が育児休業から復帰しやすい職場環境を更に整備する必要があると考えられるが、託児施設設置の検討など積極的な取組をお願いする。」旨の発言があり、警察本部から「今後も、託児施設設置の検討などを含め、積極的に職場環境の整備に取り組んでいく。」旨の説明後、本件は了承された。

2 警察職員の援助要求について

（警備部）

警察本部から「来年本県で実施される大規模警備に万全を期すため、本県公安委員会から関係都府県公安委員会に対し、警察職員の派遣を要請することについて、御審議をお願いする。」旨の報告後、本件は了承された。

【その他の報告事項】

○ 警察本部から「五代目工藤會総裁の財産差押えや本部事務所の売却に関する報道がなされていることについて御説明させていただく。まず、財産の差押えについては、過去の市民襲撃事件に関し、総裁が個人で所有している駐車場の仮差押え手続きが進んでいる。また、本部事務所の売却については、象徴的な同事務所が撤去となれば、暴力団排除運動による一定の成果となるものと考えている。今後とも、関係機関と連携し、五代目工藤會に対する民事訴訟等の支援を行うとともに、本部事務所の売却益が五代目工藤會の利益とならないように注視していく。」旨の報告があった。

○ 警察本部から「本日県議会12月定例会が閉会し、明日は警備実地踏査を予定している。来週の25日は県庁の庁議、27日は聖火リレー実行委員会に出席する。また、来年の1月4日は県庁の庁議及び警察本部仕事始め式、1月10日は福岡県警察年頭視閲、年頭記者会見及び警察委員会への出席を予定している。」旨の報告があった。



